

エ 納付書記入方法
なお、納入した試験手数料は、返還しない。

納付書には、住所及び氏名（氏名については三か所）を明記すること。

オ 領収証書

試験手数料納入後の領収証書は、出願時に受験票の裏面の指定箇所に貼り付けて提出すること。

（三） 出願書類の提出方法

出願書類は、次の方法により、それぞれ指定する期日までに本人が提出すること。ただし、東京都内の准看護師学校又は准看護師養成所が郵送又は持参する場合に限り、代理による提出を認める。

なお、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当において、受験写真用台紙に貼り付ける写真の本人確認又は受験資格認定書の原本照合を受ける場合は、イに従い、受験者本人が持参すること。

ア 郵送

郵送は簡易書留で行うこと。

なお、封筒の表面の左下に「准看護師試験関係書類在中」と朱書きすること。

（ア） 受付期間

令和五年十二月一日（金曜日）から同月八日

（金曜日）までの消印有効

（イ） 提出先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当

当

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本

庁舎二十八階南側

イ 持参

予約制とする。持参を希望する日の前日午後四時までに、電話で、東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当（電話〇三（五三二〇）四四三四）に、持参する日時を申し出ること。予約のない場合は、受け付けられないこともあるので注意すること。

（ア） 受付日時

令和五年十二月七日（木曜日）及び同月八日

（金曜日）の午前十時から正午まで及び午後一時

三十分から午後四時まで

（イ） 提出先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当

当

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本

庁舎二十八階南側

六 合格発表

（一） 日時

令和六年三月七日（木曜日）午前十時から午後五時

まで（ホームページへの合格者受験番号一覧の掲載は同日正午から同年三月末日まで）

（二） 場所

ア 東京都庁第二本庁舎一階南側臨時窓口

イ 東京都保健医療局ホームページ (https://www.hokenryo.metro.tokyo.lg.jp/ryo/shikaku/jyunkan_index.html)

（三） 発表方法

合格者の受験番号を掲示する。

（四） その他

七 合格発表後の手続き
合格発表後、合格者には合格証書を交付する。

また、合否にかかわらず、受験者全員に対して成績通知書（個人の総取得点、科目別得点及び満点）を交付する。ただし、いずれも受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に交付する。

（一） その他

（一） 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和五年十一月二十四日（金曜日）までに、問合せ先まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じた必要な配慮を講じることがある。

（二） 試験会場の収容人員により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、都内の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月十四日（木曜日）までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）、都内在住者で都外の准看護師学校又は准看護師養成所を卒業した者（令和六年三月十四日（木曜日）までに卒業等証明書を提出できる者を含む。）、都内で准看護師として就業することが内定している者及び四の（七）に該当する者のうち都知事が認めた者を優先する。

（三） 令和五年度東京都准看護師試験受験要項の内容について変更がある場合は、東京都保健医療局ホームページに掲載し、出願者への個別連絡は行わないため、注意すること。

東京都保健医療局ホームページ (<https://www.tokyo-hokenryo.metro.tokyo.lg.jp/>)

東京都保健医療局ホームページ (<https://www.tokyo-hokenryo.metro.tokyo.lg.jp/>)

東京都保健医療局ホームページ (<https://www.tokyo-hokenryo.metro.tokyo.lg.jp/>)

hokeniryometro.tokyo.lg.jp/iryu/shikaku/jyunkan_t/index.html)

九 問合せ先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課免許担当
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎二
十八階南側
電話〇三(五三二〇)四四三四

●東京都告示第五十五号

令和五年東京都告示第五百二十三号(道路交通法第百十
二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のよ
うに改正する。

令和五年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一の表中

「株式会社コヤマドライビ 東村山市秋津町三丁目十五
ングスクール秋津 番地十八」
を

「株式会社コヤマドライビ 東村山市秋津町三丁目十五
ングスクール秋津 番地十八
株式会社拜島自動車教習 福生市大字熊川千四百九十
番地 五番地」
に改める。

●東京都告示第五十六号

令和五年東京都告示第五百二十四号(道路交通法第百十
二条第一項に規定する手数料の徴収委託)の一部を次のよ
うに改正する。

令和五年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

一の表株式会社拜島自動車教習所の項を削る。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十一号

東京都立学校の授業料等徴収条例(昭和二十二年東京都
条例第九十一号)第二条第一項第三号イ、ロ及びニに規定
する手数料の徴収の事務については、地方自治法施行令
(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定
に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和五年十月二日

東京都教育委員会

一 委託した相手方

- (一) 名称 三菱総研DCS株式会社
- (二) 所在地 品川区東品川四丁目十二番二号

二 委託期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

三 委託の内容

令和六年度東京都立小学校等入学者決定入学考査料の
徴収事務

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第一百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
である。

令和五年十月二日

東京都選挙管理委員会

二二〇、六一一

●東京都選挙管理委員会告示第一百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条
第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地
方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法
律第百六十二号)第八条第一項の規定による東京都におけ
る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八
分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数
と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、
次のとおりである。

令和五年十月二日

東京都選挙管理委員会

一、五四一、三二四

●東京都選挙管理委員会告示第一百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第
一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙
権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を
超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に
六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た
数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に
あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数
と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を
乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和五年十月二日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	18,305
中央区選挙区	46,937
港区選挙区	69,132
新宿区選挙区	91,802
文京区選挙区	61,942
台東区選挙区	58,021
墨田区選挙区	79,185
江東区選挙区	138,493
品川区選挙区	113,557
目黒区選挙区	78,443
大田区選挙区	170,119
世田谷区選挙区	195,487
渋谷区選挙区	64,381
中野区選挙区	94,814
杉並区選挙区	147,950
豊島区選挙区	77,515
北区選挙区	97,098
荒川区選挙区	57,378
板橋区選挙区	145,906
練馬区選挙区	170,054
足立区選挙区	161,916
葛飾区選挙区	127,947
江戸川区選挙区	159,566
八王子市選挙区	145,745
立川市選挙区	51,855
武蔵野市選挙区	41,572
三鷹市選挙区	52,894

青梅市選挙区	37,311
府中市選挙区	72,278
昭島市選挙区	31,713
町田市選挙区	120,671
小金井市選挙区	34,669
小平市選挙区	54,049
日野市選挙区	52,403
西東京市選挙区	57,362
西多摩選挙区	68,496
南多摩選挙区	67,533
北多摩第一選挙区	85,845
北多摩第二選挙区	57,347
北多摩第三選挙区	90,180
北多摩第四選挙区	53,648
島部選挙区	6,768

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第320号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項及び指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第1条の規定により、令和5年10月2日付けで指定講習機関として次の者を指定したので、同規則第3条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年10月2日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別
株式会社拜島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地 渡辺 淳	拜島自動車教習所 福生市大字熊川1495番地	若年運転者講習

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則(昭和四十七年東京都規則第百七十四号)第二条の規定に基づき、令和五年十月一日に表彰された方は、次のとおりである。

令和五年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名 現住所又は所在地

[地域活動功労者]

次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

渋谷センター街パトロール隊 渋谷区
松庵東町会防犯パトロール隊 杉並区

秋葉 多門二

秋元 信子

浅子 恵子

浅野 幸恵

網代 和夫

池田 幸司

伊藤 俊明

岩田 博

内山 誠

大川 輝男

大澤 敬
(大沢 たかし)

大西 宣也

岡田 幸男

沖田 光泰

越智 正子

笠原 幸藏

鎌田 嘉次

川名 雄児

木崎 孝二

工藤 喜久治

倉谷 恭平

倉持 俊治

栗田 昭一

桑島 裕武

光山 和徳

中野区

北区

町田市

新宿区

北区

武蔵野市

練馬区

世田谷区

武蔵野市

日の出町

葛飾区

葛飾区

品川区

稲城市

新宿区

渋谷区

小林 浩司

小林 政敏

今野 奏平

齋藤 邦彦

桜井 純子

澤井 敏和

佐脇 博吏

志田 雄一郎

島津 一満

下嶋 倫朗

白須 勝敏

菅野 武

杉田 明治

杉本 誠義

杉山 達雄

鈴木 勝一路

昭島市

品川区

大田区

北区

世田谷区

あきる野市

稲城市

新宿区

台東区

渋谷区

世田谷区

葛飾区

文京区

大田区

墨田区

中央区

鈴木 博道

須藤 正

高田 雄彬

高橋 昭二

高橋 慎司

高森 喜美子

竹野 康二

田島 憲二

田代 平二

田中 昭一

田中 康裕

田村 正秋

千葉 透

戸井田 ひろし

土橋 僚藏

富岡 光男

中央区

墨田区

板橋区

足立区

品川区

台東区

豊島区

目黒区

八王子市

杉並区

墨田区

福生市

江戸川区

文京区

台東区

練馬区

富川 方雄

中村 義政

中山 浩一

野村 孝三郎

濱福 秀夫

早川 哲秀

土方 ヒロ子

平井 勝

福本 光浩

福安 徹

古木 勝利

星 京子

堀口 勝

松坂 敏彦

松本 博昭

宮崎 茂夫

江戸川区

江戸川区

中野区

台東区

大田区

稲城市

日野市

西東京市

江戸川区

八王子市

板橋区

豊島区

羽村市

足立区

千代田区

武蔵村山市

元山 芳行

山崎 良雄

山下 美和子

湯田 啓一

横田 実

吉川 武夫

若林 茂

渡邊 武

[消防・災害対策功労者]

次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

瑞穂町消防団

矢口消防団

飯島 保彦

石川 ひとみ

井上 貴博

板橋区

足立区

三鷹市

千葉県柏市

府中市

大田区

江東区

板橋区

[消防・災害対策功労者]

瑞穂町

大田区

町田市

荒川区

葛飾区

岡島 靖訓	江東区	米村 健太郎	江戸川区	谷口 泰子	港区
沖山 克身	八丈町	渡邊 清	足立区	田村 純郎	北区
加藤 喜一郎	中央区	[税務功労者]		長島 日出男	世田谷区
川崎 好之	府中市			橋本 良子	目黒区
城所 達也	稲城市	次の方々は納税意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		増田 充孝	葛飾区
黒田 勝	練馬区	岩田 利夫	日野市	三田 芳裕	中央区
笹本 久昭	三宅村	岩田 利延	渋谷区	南山 幸弘	豊島区
島田 哲一郎	羽村市	榎戸 岩雄	立川市	宮崎 征一郎	あきる野市
鈴木 利彰	世田谷区	梶野 武宏	練馬区	山田 正和	世田谷区
諏訪 好信	目黒区	椛木 保	大田区	[福祉・医療・衛生功労者]	
田中 秀憲	中野区	菅 哲生	調布市		
西村 力	大田区	小山 順三	文京区	次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
野村 基之	東久留米市	柴田 重俊	千葉県船橋市	大島四丁目長寿会	江東区
原島 克弘	青梅市	柴田 豊幸	杉並区	千歳会	杉並区
松坂 洋介	千代田区	高橋 芳久	江戸川区	八清弥生会	昭島市
矢崎 敏央	埼玉県八潮市	田中 良幸	板橋区	天木 聡	板橋区

猪狩 和子	世田谷区	佐藤 英二	八王子市	土方 靖夫	武蔵村山市
伊佐間 茂樹	立川市	四条 茂 四条 千賀子	あきる野市	昼川 美晴	北区
宇佐美 貞雄	品川区	紫藤 昌彦	新宿区	藤井 大吾	大田区
浦部 彰夫	小平市	篠原 健一	東大和市	古谷 健二	練馬区
遠藤 朝彦	品川区	澁谷 頼明	港区	村石 州啓	埼玉県さいたま市
大島 基嗣	世田谷区	鈴木 洋	墨田区	村上 和夫	小平市
岡野 昌治	板橋区	鈴木 義則	東大和市	山下 恵理子	八王子市
加藤 健次郎	目黒区	高橋 武太郎	秋田県羽後町	譲原 はるみ	目黒区
神田 隆直	世田谷区	高橋 滄子	神奈川県相模原市	横山 建介	葛飾区
草柳 英二	練馬区	田中 眞	千葉県市川市	吉川 世津	青梅市
向後 勇	千代田区	千葉 武志	足立区	[環境功労者]	
小林 映子	新宿区	綱島 俊幸	港区	次の方々は自然環境の保全と都市環境の改善に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
小林 きよゑ	杉並区	南宮 由和	神奈川県横浜市		
小見山 勝伸	武蔵村山市	西澤 啓子	足立区	石川 治男	福生市
笹川 洋一	練馬区	根本 文夫	葛飾区	江尻 京子	調布市
佐々木 聡	渋谷区	秦 千津子	台東区	角田 龍郎	杉並区

野村 幸江	台東区	藤村 富士男	千葉県市川市	加藤 政子	狛江市
[教育功労者]		宮岸 民子	江戸川区	近藤 有紀子	東久留米市
次の方々は教育の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		宮崎 昌文	杉並区	樋口 明子 (石田 宗明)	江戸川区
		宮下 清久	神奈川県川崎市	[スポーツ振興功労者]	
相川 忠洋	世田谷区	持橋 信子	板橋区	次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
有山 智雄	埼玉県所沢市	本橋 紘一	練馬区		
飯山 高志	神奈川県小田原市	森 慶子	江戸川区	稲城市サッカー連盟	稲城市
石田 和也	埼玉県川口市	谷内田 一郎	埼玉県新座市	A・C・アチャー	北区
井上 博行	町田市	柳本 博	板橋区	大田区スキー連盟	大田区
河田 昌一郎	新宿区	[文化功労者]		北区卓球連盟	北区
菊地 広満	台東区	次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		(一社)ココスポ東伏見	西東京市
栗林 明弘	神奈川県横浜市			調布市ソフトボール連盟	調布市
曾木 百合子	八王子市	豊島区伝統工芸保存会	豊島区	千代田区バスケットボール協会	千代田区
田中 義久	荒川区	野口雅楽振興会	東村山市	東村山市クレー射撃連盟	東村山市
谷 かほる	板橋区	大澤 鷹邇	板橋区	三鷹市家庭婦人バレーボール連盟	多摩市
野村 良司	世田谷区	勝村 英世	足立区	天野 修	江戸川区

菅野 豊	千代田区	[労働精励者]		水沼 直人	東村山市
木本 慎一	江東区	次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。		森田 孝雄	足立区
後藤 和頼	調布市			山崎 雅子	国分寺市
白銀 正明	大田区	伊沢 隆広	清瀬市	山下 明	狛江市
殿川 宣勝	品川区	内山 優	茨城県日立市	[産業振興功労者]	
富永 茂和	狛江市	奥村 幸男	墨田区	次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
直井 義治	北区	久木原 勇樹	昭島市		
中根 利勝	西東京市	郷田 直正	神奈川県川崎市	浅田 大治	神奈川県川崎市
濱本 敏典	中野区	後藤 裕直	大田区	荒木 啓次	杉並区
藤井 良純	台東区	小濱 雅説	江東区	有山 正巳	板橋区
本田 文栄	羽村市	佐藤 鉄朗	埼玉県さいたま市	飯田 実	台東区
牧野 正雄	府中市	篠 孝修	昭島市	市田 勝弘	墨田区
三浦 卓也	杉並区	鈴木 雄一郎	荒川区	宇田川 浩	千葉県浦安市
門傳 良男	調布市	田中 薫	千葉県千葉市	大家 章嘉	新宿区
		都築 建一	千葉県習志野市	斧田 清幸	目黒区
		中村 雅充	練馬区	金山 一信	渋谷区

喜多 正人	杉並区	森 將	文京区	[技術振興功労者]	
小坂 昌弘	新宿区	矢崎 実	大田区	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
城田 恆良	世田谷区	矢部 甲子	神奈川県横浜市		
杉本 雅弘	台東区	渡部 洋士	文京区	里 達雄	神奈川県川崎市
田留 晏	神奈川県横浜市	渡邊 幸彦	葛飾区	田村 隆治	文京区
田畑 日出男	大田区	[都市づくり功労者]		土田 健一	神奈川県相模原市
塚本 亨	埼玉県さいたま市	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		鳥潟 浩司	大田区
鶴見 剛	豊島区			野木 雅之	静岡県御殿場市
内藤 茂男	大島町	浅原 賢一	豊島区	蓮見 恵司	府中市
那須野 暉之	荒川区	上杉 貴志	練馬区	久堀 徹	神奈川県横浜市
萩田 典雄	葛飾区	竹内 秀樹	中央区	[善行者]	
羽場 正治	新宿区	中川 英樹	江東区	次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。	
繁田 豊	杉並区	西村 昇	品川区		
深沢 靖彦	八王子市	安田 智	東久留米市	(一社)親切会関東支部	千代田区
本田 信之	墨田区	渡邊 裕之	豊島区	池田 晋一	東大和市
宮川 容子	大田区			佐藤 務	千葉県船橋市

佐藤 友紀	豊島区
平田 靖	足立区

<p>当せん金付証券の発売委託について 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。</p> <p>令和五年十月二日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して一億九千万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して四千四十三万六千円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して二千六十万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年十月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千三百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十六万三千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年十月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称 第二千五百七十九回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 令和六年一月四日から同月二十三日まで</p>	<p>一 名称 第二千五百八十一回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 十二億円 六百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 令和六年一月十七日から同年二月十三日まで</p>	<p>一 名称 第二千五百八十三回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 令和六年三月六日から同月二十六日まで</p>
<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千三百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十六万三千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年十月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して五億四千七百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して八千三百五十六万五千七百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して一億三百三十二万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年十月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>	<p>五 当せん金の総額 発売総額に対して八千四百九十万円</p> <p>六 委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して千四百六十八万五千九百九十円</p> <p>八 その他発売経費 発売総額に対して千八百三十四万円</p> <p>九 受託申請期限 令和五年十月十六日</p> <p>十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称 第二千五百八十回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 四億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚二百円</p> <p>四 発売期間 令和六年一月四日から同年三月五日まで</p>	<p>一 名称 第二千五百八十二回東京都宝くじ</p> <p>二 発売総額及び枚数 二億円 二百万枚</p> <p>三 証券金額 一枚百円</p> <p>四 発売期間 令和六年二月十四日から同年三月</p>	<p>一 名称 第二千五百八十四回東京都宝くじ</p>

- 二 発売総額及び枚数 五億円 二百五十万枚
- 三 証票金額 一枚二百円
- 四 発売期間 令和六年三月十六日から同月三十一日まで
- 五 当せん金の総額 発売総額に対して二億二千二百四十万円
- 六 委託対象事務の範囲 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して三千四百七十六万三千百九十円
- 八 その他発売経費 発売総額に対して四千三百五万円
- 九 受託申請期限 令和五年十月十六日
- 十 その他 受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、令和五年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和五年十月二日

東京都知事 小 池 百合子
東京都世田谷区 今 井 通 子

(本名 高橋 通子)

昭和十七年二月一日、東京府（現東京都）に生まれる。昭和三十五年、東京女子医科大学に入学する。在学中は山岳部に所属し、本格的に登山活動を開始する。

昭和四十二年、東京女子医科大学泌尿器科助手となる。以後、医師として勤務する傍ら、登山活動も継続する。

同年、マッターホルン北壁登山に隊長として挑み、女性パーテイで世界初の登攀に成功する。

昭和四十四年、アイガー北壁登攀に成功する。

昭和四十六年、グラランド・ジョラス北壁登攀に成功し、女性で世界初のヨーロッパアルプス三大北壁登攀を達成する。

昭和五十七年、医学博士号を取得する。

昭和六十年、チヨモランマ（エベレスト）北壁登山隊長を務め、隊員二名が冬季世界最高到達点記録を達成する。

昭和六十二年、世界第六位の高峰チヨオユ登山隊長を務め、登攀に成功する。

平成十九年、社団法人日本山岳ガイド協会（現公益社団法人日本山岳ガイド協会）副会長に就任する。

平成二十年、特定非営利活動法人森林セラピーソサエテ理事長に就任する。

平成二十三年、国際自然・森林医学会（INFORM）を設立し、会長に就任する。

令和二年、自然環境の普及啓発活動が評価され、「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰を受ける。

氏は、世界の登山史に残る偉業を成し遂げるとともに、長きにわたり泌尿器科医師として社会に貢献した。また、近年はその経歴を生かし、国内外における自然環境の大切さについての普及啓発や環境問題の研究に精力的に取り組んでいる。

多方面にわたり活躍する氏の功績は多大であり、人々に希望や活力を与えるその姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都調布市

中 村 メイコ

(本名 神津 五月)

昭和九年五月十三日、東京府（現東京都）に生まれる。

昭和十二年、二歳八か月の時、「江戸っ子健ちゃん」で映画デビューする。

昭和十五年、NHK実験放送のドラマ「謡と代用品」でテレビ初出演を果たす。

昭和二十八年、ラジオドラマ「お姉さんといっしょ」に出演し、一人で何役も演じ分けたことで「七色の声」と評判になる。

昭和三十年、レコード「田舎のバス」が発売され、ヒットする。

昭和三十二年、作曲家の神津善行氏と結婚する。その後、一男二女を授かり、神津ファミリーとして親しまれる。

昭和三十四年、第十回NHK紅白歌合戦の紅組司会に起用される。以降、三年連続で司会を務める。

昭和四十七年から昭和五十七年まで、バラエティー番組「お笑いオンステージ」に出演する。

昭和五十八年、第三十四回日本放送協会放送文化賞を受賞する。

平成三年から平成二十二年まで、ラジオ「メイコのいきいきモーニング」に出演する。

平成十二年、第二十回日本文芸大賞エッセイ奨励賞を受賞する。

平成十四年、NHK連続テレビ小説「さくら」に出演する。平成二十年、NHK大河ドラマ「篤姫」に出演する。

令和三年、著書「大事なものから捨てなさい メイコ流笑って死ぬための33のヒント」が発売される。

氏は、八十六年もの長きにわたり映画・ラジオ・テレビ・著作と多方面で活躍し、その人間的な魅力や数々の作品は、多くの人々に親しまれてきた。

日本のエンターテインメントの発展に貢献した功績は多大であり、今もなお活動を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

神奈川県川崎市 堀田力

昭和九年四月十二日、京都府に生まれる。

昭和三十三年、京都大学法学部を卒業し、司法試験に合格する。

昭和三十六年、検事に任官。以降、札幌、旭川及び大津の各地方検察庁に勤務する。

昭和四十一年、大阪地方検察庁特別捜査部検事として、大阪タクシー汚職事件を摘発する。

昭和四十七年、在アメリカ合衆国日本国大使館に一等書記官として赴任する。ボランティア活動が定着した現地社会への憧憬が、後の福祉活動への転身につながる契機となる。

昭和五十一年、東京地方検察庁特別捜査部検事として、ロッキード事件の捜査や公判に携わる。

昭和五十九年、法務大臣官房人事課長に就任し、司法制度改革に着手する。

平成元年、最高検察庁検事に就任する。

平成二年、法務大臣官房長に就任する。

平成三年、最高検察庁を退職して弁護士となり、さわやか

か法律事務所及びさわやか福祉推進センター（現公益財団法人さわやか福祉財団）を設立する。ボランティア活動の普及啓発等の取組を始める。

平成七年、さわやか福祉推進センターはさわやか福祉財団（現公益財団法人さわやか福祉財団）となり、理事長に就任する。

平成十三年、社会福祉法人東京都社会福祉協議会会長に就任する。

平成二十六年、公益財団法人さわやか福祉財団会長に就任する。

氏は、検事を皮切りに司法の世界で活躍してきたが、すべての人が生きがいを持ち、人を傷つけることなく助け合っ

て生きる社会を実現するため、退職後は福祉活動に身を投じ、「新しいふれあい社会の創造」を旗印に、ボランティア活動の普及啓発に尽力するなど、三十年以上にわたり日本の福祉推進に貢献している。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十月二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称 許可を受けた者の 住所及び氏名
立川市錦町六丁目八十九番及び九十番 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

小金井市緑町二丁目二千三百五十番十三 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 樋口 賀大

調布市多摩川三丁目六番二 調布市小島町一丁目二十五番地七 熊井 守

小平市小川町一丁目四百二十六番二十八及び四百二十七番二百四十三 千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館 株式会社ヒノキヤグループ 桧家住宅カンパニー支店 支配人 伊藤 正信

三鷹市井の頭二丁目二百六十六番四及び同番四十八から同番五十六まで 港区芝浦四丁目五番四号 トーセイ株式会社 代表取締役 山口誠一郎

清瀬市野塩一丁目四百三十五番一、同番一地先並びに同番二及び同番三の各一部、同番五から同番十六まで並びに四百三十六番二、同番四及び同番十八の各一部 栃木県宇都宮市大通り四丁目三番十八号 グランディハウス株式会社 代表取締役 林 裕朗

府中市矢崎町四丁目十四番十八、同番二十四の一部、矢崎町五丁目五番六、同番六地先、同番七、同番八及び同番十六 武蔵野市境二丁目二番二号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

狛江市西野川一丁目四百八十七番一及び四百八十八番一の各一部並びに四百八十九番三（第二工区） 板橋区成増三丁目十二番一 株式会社ナミキ 代表取締役 並木 洋一

東村山市廻田町四丁目二十三 小平市鈴木町一丁目四百七

番七、同番八及び同番七十九 十二番地四十
の各一部

誠賀建設株式会社
代表取締役 樋口 賀大

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和五年十月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) 中野二丁目地区商業施設
- 二 店舗所在地 中野区中野二丁目二十四番十一号ほか
- 三 設置者名 中野二丁目地区市街地再開発組合
- 四 意見
 - ア 聴取者 中野区長
 - イ 概要 意見なし
 - ウ 収受日 令和五年九月十四日
 - 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 - 六 縦覧期間 令和五年十月二日から同年十一月二日ま
で。ただし、東京都の休日に関する条例
(平成元年東京都条例第十号) に定める
休日を除く。
 - 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）
第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
れた日までに申請してください。
令和五年十月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称 第九百八十九回全国自治宝くじ
十六億円 八百万枚
- 二 発売総額及び枚数 令和六年一月十日から同年二月六日まで
発売総額に対して七億六千万円
- 三 証券金額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 四 発売期間 令和六年一月十七日から同年二月十三日まで
発売総額に対して七億六千万円
- 五 当せん金の総額 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
画を除く全ての事務
- 六 委託対象事務の範囲 発売総額に対して一億六千二百七十二万五千二
百元
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料 発売総額に対して八千九百九十二万円
令和五年十月十六日
- 八 その他発売経費 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
係通達による。
- 九 受託申請期限
- 十 その他

- 一 名称 第九百九十一回全国自治宝くじ
十億円 千万枚
- 二 発売総額及び枚数 令和六年一月二十四日から同年二月十三日まで
発売総額
- 三 証券金額
- 四 発売期間

五	当せん金の総額	発売総額に対して四億三千四百七十万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して七千三百八十八万五千五百七十円
八	その他発売経費	発売総額に対して九千二百八十万円
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第九百九十二回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	三十四億円 千七百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年一月三十一日から同年三月二十六日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して十六億一千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して三億四千四百五十二万八千八百円
八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千四百八万円
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第九百九十五回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	十四億円 七百万枚
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年三月六日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して六億六千五百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して一億四千二百四十四万五千三百八十円
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百六十八万円
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第九百九十六回全国自治宝くじ

二	発売総額及び枚数	十二億円 四百萬枚
三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和六年三月十六日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億五千二百万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して九千九百六十六万四千四百円
八	その他発売経費	発売総額に対して九千九百六十六万四千四百円
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第九百九十七回全国自治宝くじ
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年三月十六日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億四千万円
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	売りさばき及び当せん金支払手数料	発売総額に対して五千四百六十二万一千六百円
八	その他発売経費	発売総額に対して四千四百七十万円
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。
 令和五年十月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第七十三回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)

二 発売総額及び枚数

七億五千万円 二百五十万枚
 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
 一枚三百円
 令和六年一月一日から同月三十一日まで
 発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

三 証券金額

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

六 委託対象事務の範囲
 七 当せん金支払手数料
 八 その他発売経費

九 受託申請期限

九 受託申請期限
 十 その他

一 名称

一 名称
 二 発売総額及び枚数

二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額
 令和六年一月一日から同年二月二十九日まで
 発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売

六 委託対象事務の範囲

六 委託対象事務の範囲
 七 当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

一 名称

一 名称
 二 発売総額及び枚数

二 発売総額及び枚数

二 発売総額及び枚数
 三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲

六 委託対象事務の範囲
 七 当せん金支払手数料
 八 その他発売経費

九 受託申請期限

九 受託申請期限
 十 その他

一 名称

一 名称
 二 発売総額及び枚数

二 発売総額及び枚数
 三 証券金額

三 証券金額
 第七十六回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 八億円 四百万枚
 (二億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
 一枚二百円

状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して百九十四万一千八百六十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して一億七千四百二十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

令和五年十月十六日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

第七十五回インターネット専用全国自治宝くじ
 (クイックワン)
 四億円 二百万枚
 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円
 令和六年一月一日から同月三十一日まで
 発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

発売総額に対して百十万二千二百四十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。

令和五年十月十六日
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

四	発売期間	令和六年一月一日から同年二月二十九日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億六千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百三万三千七百九十四円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億一千五百八十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七十七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	二億円 二百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和六年一月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して九千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十八万八千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して二千九百七十四万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七十八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限と

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和六年二月一日から同月二十九日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百三十九万九千六百七十七円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億八千八百二十五万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七十九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和六年二月一日から同月二十九日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和五年十月十六日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第八十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	四億円 四百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として四単位

一 名称	八十一回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二 発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証券金額	一枚三百円
四 発売期間	令和六年三月一日から同月三十一日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して百五十万二千百十六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対して一億八百八十二万五千円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和五年十月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

二 発売総額及び枚数	七億五千万円 二百五十万枚 (一億五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証券金額	一枚三百円
四 発売期間	令和六年三月一日から同月三十一日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して三億三千七百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して百十万二千二百八十八円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和五年十月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

一 名称	第八十四回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二 発売総額及び枚数	四億円 二百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三 証票金額	一枚二百円
四 発売期間	令和六年三月一日から同月三十一日まで
五 当せん金の総額	発売総額に対して一億八千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六 委託対象事務の範囲	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七 当せん金支払手数料	発売総額に対して百一万六千八百六十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八 その他発売経費	発売総額に対して五千七百九十二万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九 受託申請期限	令和五年十月十六日
十 その他	受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通達による。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 九〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

